○学校法人国際武道大学施設設備使用規則

昭和59年６月１日
制定

（趣旨）

第１条　この規則は、国際武道大学（以下「大学」という。）の武道館、体育館、教室、設備備品等（以下「施設等」という。）の管理及び使用の適正を期するため必要な事項を定めるものとする。

（施設等の定義）

第２条　前条に定める施設等とは、次に掲げるものをいう。

(1)　武道館、第２武道館、第１体育館、第２体育館、９号館アリーナ

(2)　教室、附属武道・スポーツ科学研究所研究室

(3)　陸上競技場、野球場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート

(4)　体育関係用具

(5)　放送関係設備

(6)　その他の備品（机、椅子、救急用備品等）

（使用許可）

第３条　大学の学生及び教職員が正規の授業又は大学行事以外に施設等を使用する場合は、定められた使用許可願（様式第１号）を総務課長に提出し、その承認を得なければならない。

２　学外者が施設等を使用しようとするときは、定められた使用許可願（様式第２号）に使用計画表を添付して総務課長に提出し、理事長の許可を得なければならない。

（使用許可の変更及び取消し）

第４条　施設等の使用を許可した後であっても、大学において公務上の必要が生じた場合は、これを変更することができる。

２　施設等の使用の許可の条件に反する行為があると認められる場合は、使用中であっても、その使用の許可を取り消すことができる。

（使用制限）

第５条　施設等を使用しようとする場合、次の各号に該当するときは、その使用を許可しない。

(1)　大学の定めた授業、大学行事等に支障ありと認められる場合

(2)　施設等を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれありと認められる場合

(3)　施設等の管理上支障ありと認められる場合

(4)　前３号に掲げる場合のほか、その使用が教育上不適当と認められる場合

（遵守事項）

第６条　施設等の使用を許可された者（団体を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　許可された使用目的以外の目的に使用し、又は許可された以外の施設及び附属用器具を使用しないこと。

(2)　使用を許可された設備、備品等を許可なく移動し、又は持ち出さないこと。

(3)　許可なく施設内で物品の販売又は飲食をしないこと。

(4)　指定場所以外での喫煙を厳禁すること。

(5)　許可なく壁、柱、窓、扉等に貼り紙したり、釘類を打ち込まないこと。

(6)　使用を許可された者はこれを第三者に転貸しないこと。

(7)　大学の係の教職員の指示に従うこと。

（使用料の納付）

第７条　学外者が施設等を使用しようとするときは、別表の区分による使用料を納付しなければならない。

（使用後の点検）

第８条　施設等の使用を終了した者は、直ちに係員にその旨を連絡し、その点検を受けなければならない。

（使用者の損害賠償義務）

第９条　使用者が使用上生じた施設等の汚損、損傷又は滅失をした場合は、使用者は原状に復すか、又はその損害を弁償しなければならない。

２　施設等を使用中に、使用者側に盗難又は紛失、不測の事故、人身事故等が発生した場合については、使用者がその責めを負うものとする。